

LBS ローカルビジネスサテライトクラブ中部会則

第1条 名称

LBS クラブ中部の名称は「LBS ローカルビジネスサテライトクラブ中部」（以下、LBS クラブ中部）と称する。「LBS（ローカルビジネスサテライト）」は株式会社日本経済新聞社（以下、日経）と TXN 系列 5 局（テレビ大阪株式会社、テレビ愛知株式会社（以下、テレビ愛知）、株式会社 TVQ 九州放送、株式会社テレビ北海道、テレビせとうち株式会社）が共同で企画・取材する動画コンテンツである。

第2条 組織と目的

LBS クラブ中部は、テレビ愛知および日経（あわせて以下、主催者）が主催運営し、スタートアップを中心に、中京地区の企業が情報交換・発信できる機会を提供することを目的とし、法人、組織、団体および個人等から構成される組織とする。以下、主催者を除く LBS クラブ中部の構成員を「会員」という。

第3条 会員

1. LBS クラブ中部の目的に賛同する企業、組織ないし個人は、本会則に同意したうえで LBS クラブ中部事務局に会員登録の申し込みをし、主催者に承認されることによって会員資格を得る。会費は無料とする。主催者は当該入会申込者の入会を承認しない場合、その不承認の理由について開示しないものとする。
2. 会員において、LBS クラブ中部の活動に参加する担当者は日経 ID（無料）を登録する必要がある。
3. 毎年の活動内容については主催者が発行する活動案内書で別途定める。
4. 会員資格の有効期間は会員登録日から退会までとする。

第4条 活動

1. 会員は LBS クラブ中部が提供する次の活動またはサービスを利用することができる。具体的な活動内容は、主催者が企画・決定する。
 - (1) 年2回程度、名古屋市内のイベントスペースにて有料または無料セミナーの開催
 - (2) セミナー終了後に会員、賛助・特別賛助パートナーおよび主催者との交流会の実施
 - (3) 会員向けメールマガジン「LBS クラブプレス」を月1~2本程度配信（*公式 SNS で対外情報発信も実施）
 - (4) 会員へのアンケート調査をもとにした「オリジナル調査レポート」を提供。（*調査テーマは適宜設定。）
2. 主催者は、天災地変（地震、噴火、洪水、津波等）、感染症、火災、停電、悪天候による交通機関の麻痺のおそれ、その他のやむを得ない場合により、会員の安全確保が困難にな

ると認められる事態となった場合、前項のセミナーと交流会を一部中止または中断することができる。

第5条 会員特典

1. 会員に所属している従業員1名（会員が個人の場合はその本人）は、日経ID登録を前提として日経電子版Proの1年間無料購読権が付与される。
2. 会員は日経が提供するキャリア・スキルアップ講座の優待利用ができる。具体的な講座内容は、日経が企画・決定する。
3. 会員はテレビ愛知が主催するイベントの優待・招待を受けることができる。具体的なイベント内容は、テレビ愛知が企画・決定する。

第6条 退会等

1. 会員は、LBSクラブ中部事務局に対し退会を申し出る方法で、LBSクラブ中部を退会することができる。退会日は同事務局が退会確認のメールを発信した日とする。
2. 主催者が合理的理由に基づき会員が次の各号の一に該当すると判断した場合、主催者は直ちに当該会員を退会させることができるものとする。
 - (1) 本会則に違反した場合
 - (2) 重大な財務状況の悪化が認められ、またはそれに相当する事情が生じたとき
 - (3) 会員または会員の役員、従業員、親会社、子会社、関連会社が暴力団等の反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - (4) あらかじめ届け出た情報の全部もしくは一部が真実と異なることが判明したときまたは表明した事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき
 - (5) 主催者または他の会員の名誉および信用を毀損する行為が認められたとき、ならびに、このおそれがあるとき
 - (6) その他、LBSクラブ中部の実施にあたって重大な支障が生じると認められたとき
3. 会員として保有する一切の権利は、退会と同時に失効及び消滅するものとし、会員活動の参加、会員サービス・会員特典の利用はできなくなるものとする。
4. 主催者は、あらかじめ会員に通知することをもって、LBSクラブ中部を終了することができるものとする。LBSクラブ中部の終了により会員に損害等が発生しても、主催者は当該損害等に関し一切その責任を負わないものとする。

第7条 内部情報の無断流出の禁止

主催者および会員は、LBSクラブ中部を通じて知り得た他の会員の技術上または営業上の情報を含む一切の秘密情報を秘密として管理し、当該会員に無断で外部に持ち出し、第三者に漏洩してはならない。

第8条 個人情報の取り扱い

1. 主催者は、会員から取得した会員の従業員等の個人情報をそれぞれ次の目的の範囲で共同利用する。共同利用する個人情報の管理責任者は、テレビ愛知とする。

- (1) 会員の入退会に係る事務手続
- (2) セミナー参加費の請求
- (3) LBS クラブ中部の活動に関する案内、連絡および問い合わせ対応
- (4) アンケートおよび統計等の調査
- (5) LBS クラブ中部に関する商品、サービスおよびイベント等の案内

2. 個人情報に関する質問および苦情の窓口は、入会案内書または活動案内書記載の LBS クラブ中部事務局とする。

第9条 免責および損害賠償

各主催者は、LBS クラブ中部の運営に関して、当該主催者の責めに帰すべき事由により会員に損害を与えた場合、当該主催者に故意または重大な過失がある場合に限り、相当因果関係が認められる範囲の損害について賠償責任を負う。各主催者は、他の主催者の責めに帰すべき事由による損害について一切の責任を負わない。

第10条 反社会的勢力の排除

主催者および会員は、自らが反社会的勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう）でないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗り、不当行為等をなさないこと、自らの代表者、役員または実質的に経営権を有する者が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。主催者および会員は、相手方に当該表明・保証に対する違反を発見した場合、催告なしに退会または退会させることができ、その結果、相手方に損害が生じても一切の損害を賠償しない。

第11条 譲渡禁止

会員は、LBS クラブ中部の会員としての地位およびこれに基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継させることはできない。

第12条 裁判管轄

主催者および会員間における LBS クラブ中部に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 会則の改正

1. 主催者は、会員の一般の利益に適合する場合の他、会員が LBS クラブ中部に参加した目的に反せず、変更の必要性および変更内容の相当性など諸般の事情に照らして、本会則の

変更が合理的なものである場合には、会員の承諾を得ることなく本会則の内容を変更することができる。

2. 主催者は、本会則を変更する場合、会員に対し変更後の内容および効力発生日をホームページに掲載する方法により周知する。

2024年2月1日制定